

# 令和4年度 鳥取県「秋の農作業安全運動」実施要領

令和4年8月  
鳥取県農作業安全・農機具盗難防止協議会

## 1 趣旨

秋の農繁期は、コンバインやトラクターなどの農業機械を使った作業を行う機会が増え、農作業事故が多くなる時期です。また、残暑で気温の高い日もあることから熱中症の発生にも注意が必要です。

昨年度は高齢者の農業機械による事故が多発し、特に死亡事故は過去10年間で最多となりました。

こうしたことから、秋の農繁期を迎えるに当たり、事故防止のための一層の注意喚起と安全意識の啓発が重要となります。

ついては、本年度も「秋の農作業安全運動」を実施することとし、本協議会会員が一体的な取り組みを行うとともに、集落や家庭など身近な場面での活動の促進を図ることにより、農作業事故防止を一層進めていきます。

## 2 運動期間

令和4年9月1日～10月31日（2か月間）

## 3 秋の重点注意事項

### 『シートベルト』、『安全確認』はあなたの命を守る

高齢者の農作業死亡事故が多く発生しています。また、トラクターと動力運搬車による事故は発生件数、死亡事故とも農作業事故の中で高い割合となっています。

農業機械の運転・操作時の安全確認や安全装置の確実な使用により、事故の発生防止や被害軽減に努めましょう。

また、安全に農作業できるよう、家族や地域で声をかけ合いましょう。

- ① トラクター運転時には、「シートベルト着用」や「安全キャブ・フレームの利用」を徹底しましょう。
- ② 動力運搬車、コンバインなど農業機械で発進する際は「走行レバーの進行方向の確認」と、後退時には「後方や足下の確認」を必ず行いましょう。
- ③ 圃場や農道などの危険な場所や作業を点検し、危険箇所のマーキングや作業の注意点を確認しましょう。
- ④ トラクターなど農業機械で公道走行する際には、必要な灯火器等を設置しましょう。
- ⑤ 秋の初めは残暑が厳しい時期です。熱中症には十分注意するとともに、日ごろから体調管理に気をつけ、体調が悪い時は無理せず休養しましょう。

#### 4 その他関連注意事項

##### 『農機具の保管管理をしっかりと行いましょう！』

農機具の盗難を防止するため、保管管理を徹底しましょう。

- ①作業後は、農機具をほ場に放置しない。
- ②機械にカギをさしたままにしない。
- ③自宅敷地内など目の届く場所に保管する。
- ④自宅から離れた場所に保管する場合は、しっかりとカギのかかる倉庫などにしまい、定期的に見回りをする。不審者を見かけたら警察に通報する。
- ⑤万が一の盗難に備え、機械の車体番号を控え、共済や保険に加入しておく。



#### 5 運動内容

##### (1) ポスターの掲示

各機関へポスター配布 合計300枚

##### (2) 自動車へのマグネットシートの貼付による安全啓発・注意喚起

##### (3) 関係機関に安全啓発の「のぼり」を設置

##### (4) チラシによる熱中症及び農機具盗難に対する注意喚起

##### (5) 県・市町村・JA等の広報誌や各種会議等での呼び掛けによる啓発活動

- ・テレビ、ラジオ広告や各機関の広報誌等で「秋の農作業安全運動期間」をPRし、周知・啓発に努める。
- ・各種会議等で、「秋の農作業安全運動期間」や「秋の重点注意事項」を積極的に周知する。